

八幡市新本庁舎整備事業にかかる  
特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

八幡市新本庁舎整備事業については、〇〇・〇〇 特定建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する本事業の価額割合を下記のとおり定める。

記

分担する事業の価額割合

|               |      |
|---------------|------|
| 八幡市新本庁舎整備事業   |      |
| 設計業務（・工事監理業務） | 約〇〇% |
| （工事監理業務・）工事施工 | 約〇〇% |

〇〇 及び 〇〇 は、上記のとおり分担する本事業の価額割合を定めたのでその証拠として、この協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和元年 月 日

代表者 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

構成員 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印